

豊明市教育委員会 会議録
「臨時 平成28年2月」

平成28年2月1日（月）午後5時30分豊明市教育委員会2月臨時会は、豊明市役所本館3階会議室1に招集された。

1 応召委員は、次のとおりである。

委員 長	：	久留島 夕 紀	委員長職務代理者	：	青 山 佳 代
委員	：	兼 子 幸 夫	委 員	：	山 下 徳 治
教 育 長	：	市 野 光 信			

2 不応召委員は、次のとおりである。

な し

3 出席委員は、次のとおりである。

委員 長	：	久留島 夕 紀	委員長職務代理者	：	青 山 佳 代
委員	：	兼 子 幸 夫	委 員	：	山 下 徳 治
教 育 長	：	市 野 光 信			

4 欠席委員は次のとおりである

な し

5 会議事件説明のため出席を求めたものは、次のとおりである。

教 育 部 長	：	加 藤 賢 司	指 導 室 長	：	下 出 修 史
学 校 教 育 課 長	：	堀 井 浩 二	学 校 教 育 課 長 補 佐	：	濱 島 英 生

6 本会の事務に従事したものは、次のとおりである。

事務局（担当係長）後 藤 明 紀、事務局（主事）近 藤 菜 保

本会事件は、次のとおりである。

議案

- (1) 小学校統廃合等について
- (2) 指導室・適応指導教室の名称変更について
- (3) 豊明市内中学校の朝の自主的活動許可について

報告

なし

その他

開会宣言 午後5時30分、2月臨時教育委員会の開催を宣言。

会議録承認 1月定例会（1月10日分）の会議録について、承認する旨確認。

委員長 1月13日に27年度市町村教育委員研究協議会で、東京会場である文部科学省へ行ってきました。それから、1月15、16日は、三重県熊野市のスーパーバイザー指導の研究授業に木本中学校へ行きました。その報告は、また2月の定例教育委員会でさせていただきますので、よろしくお願いたします。では、次に教育長報告をお願いします。

教育長 私から1点だけ報告いたします。インフルエンザによる学級閉鎖が豊明市でもありました。今まで平穏でしたが、愛知県でも注意報が出ており、1月26日に館小学校で4年生、本日2月1日に同じく館小学校で1年生の合計2学級が閉鎖を行っております。私からは以上です。

議事の経過

委員長 それでは議事に入ります。議案（1）「小学校統廃合等について」ご説明をお願いします。

学校教育課長 （資料第1号に沿って説明を行う。）

委員長 ありがとうございます。この件につきまして、ご意見ご質問等はございますか。

委員 1学年1クラスというのは、人間関係が固定化されてしまって流動性がないことに伴うデメリットの方が、少人数で密な教育ができるというメリットより大きいと考えますので、唐竹小学校と双峰小学校の統合をなるべく速やかに実施していくべきだと私は思います。これは、それほど先のことではなく、もう平成28年度が始まりますので、29年度、30年度を視野に入れてやっていけるのがいいと思います。栄小学校と館小学校についても、30年、40年先には統合が必要になるという認識ができたと思っております。

教育部長 1学年に2クラス以上は必要であろうということは、皆様に合意していただいております。最初に唐竹小学校と双峰小学校の統合を考えたときに、大宮小学校も児童が増えるので大変だろうという議論もしていただいております。現在、区画整理の予定もあるのですが、まだはっきりしていない部分もあり、現状のまま大宮小学校の児童数が推移しても、唐竹小学校と双峰小学校の統合は大丈夫であると今までの経過の中でご説明しております。委員が言われましたように、唐竹小学校と双峰小学校は1学年1クラスなので、短期的には統合が必要であるということと、もう1点おっしゃった、長期的な部分の栄小学校と館小学校の統合、三崎小学校と豊明中学校の小中一貫校を視野に入れて、学校の建て替えのタイミングで行っていくことが必要であろうということは今までの議論の中で確認できておりますので、これまでの経過で皆様に合意いただいているということをご補足させていただきます。

委員 児童・生徒の数を一番メインに考えるべきことになるのですが、市の財産を使って教育という活動を行うので、その資産を市民に委託された本来の目的のように有効に活用することを考えなければなりません。小学校を統合して一つ地面と建物が空いたとすると、それをどのような用途に使用するのか、あるいは売却するのかというところも、ある程度選択肢として考えられるものの情報があると思います。

委員 今の委員の説明に関して、例えば、短期的に唐竹小学校と双峰小学校を統合した場合、市としてはどのような答えになるのでしょうか。

教育部長 委員がおっしゃったように、40年先には学校を含めて、市の建物の延べ床面積は3割削減するという方針も示されておりますので、それを学校にすると3校から4校になります。統合した先の学校については、すでに耐震も終わっておりますし、学校としては十分使えますので、教育部だけではなく、健康福祉部等他の部局で児童館や保育園、老人クラブ等にして使いたいということを伺っております。私どもは教育委員会の部局になりますので、学校については私どもの方針を出させていただいて、その後は市の施設で所轄外になりますので、そこに保育園を入れるとか児童館を作るなど後の事業は市の方で決めていただければ良いと思います。

委員 私としては、今教育部長にまとめていただいた意見で良いと思います。

学校教育課長 それについて、私どもでまとめた案がございますので、ご説明いたします。(資料に沿って説明を行う。)

委員長 今のご説明についてご意見ご質問はありますか。

委員 「①双峰小・唐竹小の統合の後に大宮小との統合」とありますが、短期的に唐竹小学校と双峰小学校の統合についても建て替えの時期にするのでしょうか。

学校教育課長 唐竹小学校と双峰小学校の統合についてはなるべく早い時期に、その後に統合したその2校と大宮小学校を統合するという考え方です。

委員 それについてはしっかりと説明があったほうが良いと思います。短期的、長期的、中期的というのがないと具体性に欠けると思います。

教育部長 最初の双峰小と唐竹小学校の統合については短期的に、後は長期的に建て替えの時期を見据えてという表現を付け加えます。

委員 今の①に対して、なぜ統合が必要かということが全く触れられていないのですが、建物が近い将来老朽化するので、建て替えが必要になるタイミングで現在の唐竹小学校、双峰小学校、大宮小学校の3校を合わせたより少し大きい学校を別の敷地に設けるのが合理的であると解釈されるという考えがベースにあるということですね。

教育部長 委員のおっしゃるとおりで、今唐竹小学校と双峰小学校が統合したとしても、その学校もまた建て替えのタイミングが必ず来るので、間米の土地改良は今の時点ではまだはっきりしないのですが、その頃になれば区画整理の中で新しい土地に学校を作ってもいいですし、唐竹小学校が空いていれば、唐竹小学校に大きい学校を作って3校が集まってもいいと思います。ただそれが今の時点では予測ができないので、具体的には案に示さずに、①のような表現に留めさせていただきましたが、そのあたりを分かりやすくということでしたら、もう少し詳しくすることもできると思います。

委員 そうしますと、現在統合予定の3校に通っている児童が1校に通うようになるのが将来来るとすると、そのときに一番遠くから通うことになる児童たちは、現在沓掛小学校に山新田から通う児童たちと比べて近いのかどうかという疑問点があります。今まで近くで通えたのが、統合したらかなり遠くなってしまわないかという心配はいかがでしょうか。

学校教育課長 資料でお渡しした地図をご覧くださいますと、例えば、唐竹小学校が双峰小学校に統合しますと、国道一号線に近いところからの距離が約3倍近くになります。そして、唐竹小学校と双峰小学校と大宮小学校が唐竹小学校周辺に統合したとしても、沓掛小学校区で中川、小所からの距離とさほど変わらないということで、まだ既存の小学校では遠いところもあります。

委員 分かりました。

委員 子どもたちの教育環境の充実のために、具体的には複数学級が必要であるという判断を、教育委員会がしたということを入れた方がいいのではないかと私は思うのですが、いかがでしょうか。

教育部長 平成24年の豊明市立小中学校適正規模等検討委員会から答申がなされ、その時の資料があります。今回ですと、小規模校の短所を謳うことになると思うのですが、人間関係、教育関係、学校現場と大きく分けて3つあり、その中でそれぞれ項目が4つ、5つあります。私たちが一番思うのは、1クラスだと人間関係が難しいというのももちろんあるのですが、この案の中では、それほど踏み込んだ内容ではなく簡単なものにしてあります。

委員 メリットとデメリットはいろいろとあると思うのですが、基本的にどこから発想したかということがないと、市が合理性だけを考えて統廃合を行うというのでは、教育委員会として話し合いがなされたことにならないのではないかと思います。メリットとデメリットを総合的に考えても、やはり複数学級の方がいいだろうというような表現にするのがいいと思います。

教育部長 私たちのように長く統廃合について議論していると、すぐにメリットとデメリットは思いつくのですが、確かに初めてこのことについてお聞きになる方には分かりづらいかと思います。代表的な例として、いくつか小規模校の難しいところを挙げるような案を作成し、内容を精査させていただいて、また皆様に提示いたします。これについては、委員長から口頭で市長にお答えいただくこととしたいと思います。

委員 人間関係の固定化、競争の機会が少ないこと、人間関係がこじれた場合に修復が困難であること、ということから統廃合が必要であるということに結びつけるような文言はいかがかと思えますので、提案させていただきます。

委員 教育環境の充実のため、少人数の方にあるメリットとの比較をして総合的に判断しても、今委員がおっしゃったことが優先されるというような表現があるといいと思います。

教育長 今委員が言われたようなことをターゲットとして、皆様の案をまとめたいと思います。

委員長 何もかも最初から細かく羅列して示す必要は私はないと思いますので、このように進んでいくということが分かればいいと思います。他にご質問はございますか。

委員 ①双峰小、唐竹小の統合の後に、大宮小との統合、②栄小と館小の統合、③豊明中と同中学校区内小学校とで小中一貫校、とありますが、①から③の順に行うというように時系列になっているのでしょうか。

教育部長 短期的な部分と長期的な部分という捉え方をしておりますが、まず、短期的なものについては、双峰小学校と唐竹小学校の統廃合、長期的なスパンでは、①から③を学校の建て替えの時期にする必要があるということで、どれが1番ということではなく、校舎の建て替えのタイミングで順番が付くと思います。

委員 分かりました。このことが文字として出ると、心配する保護者もいらっしゃると思うので、それに対して保護者が安心でき、誤解を招かないような回答ができると教育委員会として親切だと思います。

教育長 長期というのが私たちのビジョンであると思います。そのために短期的にどうしていくか、長期的にはどうしていくか、完成形としてこうするという道筋が分かるということでその心配が緩和できるのかと思いますが、よろしいでしょうか。

委員 分かりました。

委員長 ありがとうございます。他にご意見ご質問等がございますか。(なし) それでは、ただいまの議案(1)「小学校統廃合等について」承認される方は挙手をお願いします。(全員挙手) それでは、承認といたします。続きまして、議案(2)「指導室・適応指導教室の名称変更について」ご説明をお願いいたします。

学校教育課長 (資料第2号に沿って説明を行う。)

委員長 今のご説明につきまして、ご意見ご質問はありますでしょうか。

委員 私も調べてみたのですが、「指導主事」という役職名もあり、改正された法律を改めて見ると、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第18条に教育に関する識見を有することとあり、重い任務がしっかり書かれており、指導主事の業務は大変なものであって、簡単に「支援」という言葉に変えられるようなものではないですが、受け手の立場に立って、本質的にやることは変わらないのですが、名称として柔らかい表現も良いと思います。

委員 文部科学省が「適応指導教室」か「教育支援センター」と決めているということで選択肢がそのどちらかですと、私も「教育支援センターフレンドひまわり」で表現としても良いと思います。それから、学校教育課の中に指導室があるのだと思っていましたが、そうではないんですね。

教育部長 指導室については、豊明市教育委員会事務局処務規則で定めておりました、その中で教育委員会で課を置くものとして、学校教育課、指導室、生涯学習課、図書館と4つがありますので、指導室は一つの課にあたります。

委員 「教育支援センター」というのは字面としてはいいと思います。確かに「指導」という言葉は強い表現ですが、現在、「適応指導教室」という名称のほうがよく使われている中で、豊明市が名称を変更するタイミングとして、先駆けて「教育支援センター」に変えるのか、また「教育支援センター」という名称がある程度浸透してから豊明市も変更するのがいいかは考えなければならないと思います。豊明市が「指導」という言葉を越えて広くやっという意気込みがあれば「教育支援センター」も良いと思いますが、その言葉をどこまで意識して使うかを考える必要があると思います。

委員長 もう1点、「指導室」の名称について、「学び支援室」と「学びの支援室」が案としてありますが、それについてご意見をお伺いしたいと思います。

委員 漢字とひらがなを混ぜた名称は文部科学省としてはいかがでしょうか。

教育長 地方分権ということで、教育行政も地方自治体に権限を委譲してきているという流れもありますし、目的とするところは同じ教育であって、それほど気にする必要はないと思うのですが、事務局はいかがでしょうか。

教育部長 私も気にする必要はないと思います。特に「指導室」という名称はどこも使っているわけではなく、豊明市以外では名古屋市と若干の市が使っており、後は学校教育課の中に係としてあるというような状況です。教育長が言われたように、教育委員会がある程度ポリシーを持って進めることも必要だと思いますので、豊明市は子どもたちの学びを支援していくのだという意思表示をする意味では良い名称であると思います。

委員 そうなると字面について、「学び支援室」か「学びの支援室」なのか、「学び」を漢字にするのか、ひらがなにするのか考えた方がいいと思います。

委員 改めて先ほどの地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第18条を読みますと、「指導主事は上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。」また、「指導主事は、教育に関し識見を有し、かつ、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項について教養と経験がある者でなければならない。」とあります。そうすると、これだけの役務を与えられているのならば、私は「学びの支援室」は相応しくないと思います。それよりは、「指導室」の方が良いと思います。

委員 一つ質問ですが、「学びの支援室」となった場合、そこにいる「指導主事」もそのような役職名にしなければならないのですか。

教育長 「指導主事」は「指導主事」です。

委員 課は市民に向けての窓口になるところですので、役職名がどうであろうと課の名前は関係ないように思うのですが、いかがでしょうか。

教育長 委員がおっしゃったのは、法律上で列記された職務内容であり、法定されていますのでそれはそれでいいと思います。また、今言われた課の名称については別で考えればいいと思います。

委員長 指導室としての役割と指導主事の役職名はそのまま残るので、市民の方に対して開かれた名称で、ということでの案が出ているということですね。

委員 それに対して、私は「指導室」の方がいいと思います。

委員 今委員が言われたような指導主事の役目はあるのですが、それを踏まえて「指導室」として上からではなく、学校と役所と一緒に問題解決にあたるという気持ちから出た課ということで名称を変更した他の自治体のことを聞いたことがあるので、もともと指導室長が学校を指導して回るということもありますが、学校と役所と一緒に学校を作り上げていくというところから出た発想だと思いますので、この案も良いのではないかと思います。市民に対しての窓口であるという意味もあると思うのですが、両側面あると思います。

委員 改めて、私は法律の文言を読んで客観的に考えた上で、現行の「指導室」という名称が良いと思います。

委員長 「指導室」という名称に重きを置くということですね。他にご意見はありますか。

委員 「学びの支援室」になった場合、何をするとどこかすぐに分かるのだろうかという疑問があります。名称を聞いたときに、市民に職務内容が伝わらないと言葉遊びになってしまうのではないかと思います。

委員 「指導室」はもともと少数の市でしか使われていない名称ですし、今の委員のご意見ですと、「指導室」というのは市民に分かりづらいので変えなければならないと思います。指導とは何の指導をするのかということになり、その名称が少数の市でしか使われていないとなると、なおさら分かりづらいと思うのですがいかがでしょうか。

委員 今の議論と少し違う危機管理の観点からですが、重大事件などがあった場合に、記者会見をされているのは指導室長にあたる方がされていると思うのですが、一番大変なときに全面に出る人の役職名として、「学びの支援室 指導主事」というのは適切かどうかという考えもあります。

教育長 おっしゃることはよく分かります。ですが、「指導主事」という役職名は残るのでそれほど心配することではないだろうということと、そのような事態に備えておくことはもちろん大切だと思いますが、今私たちに必要なことは何かということを考えていくと、今議論している「指導」ではなく、子どもたちと先生に対して「支援」していくことが大事ではないかと私は思います。

委員 名前を変えたからといって中身を変えなければ意味はないと思いますが、教育委員会と学校現場と指導室が一体となって進んでいけるよう、名前から入るのも良いのではないかと思います。私が長い間委員をさせていただいている中で、一緒に3つの組織が一つの方向に向かって行けるようでない、子どもたちが一番不幸になるのではないかという思いがあります。

委員長 あえて名称を変えることによって、市民の方に関心を持っていただくという面では重要なポイントであると思います。今までですと、指導室と関わった方しか意識がないかもしれないので、市民に向けて名称を変えることで身近に感じていただけるという点では前向きであると思います。指導主事という言葉自体がないがしろにされるわけではなく、重きを置いた上でということです。

委員 「学びの支援室 指導主事」というと、先ほど申し上げたような広範で重要な業務をするイメージに結びつかないように思います。本質を国語的言葉で表したものではないと思います。

教育部長 今後のスケジュールについてですが、指導室の名称は規則に定められておりますので、変更するには規則改正が必要になります。4月1日から適用しようとする、文書の内容を検討する委員会もありますので、タイミングとしては本日決定いただくと間に合いますが、皆さんに議論していただくのは大変結構なことだと思います。年度途中の名称変更は好ましくないと思いますので、本日中では時間が足りないようであれば、一年遅らせてもう少ししっかり議論を継続していただいてもいいと思います。

委員 一度採決を採るのはいかがでしょうか。

委員 採決というのは、「指導室」のままにするのか、変更したほうがいいのかという採決であれば、今後もう少し話し合うのかは結論によると思います。「指導室」になるのであれば議論の必要はありませんし、変更するのであればもう少し議論すればいいと思います。

委員長 もともと指導とは何を指導するところかということから始まって、そこから変えていきましようという話になっていたと思います。ですから、また「指導室」にするとなると逆戻りしてしまいますので、「指導室」という名称は改めたほうが良いという意見で皆さん一致していたと

思います。そこで、名称を変えるという前提で、ただやみくもに変えるのではなく例を示していただいて、今回事務局から「学びの支援室」という提案があったので、その採決を採るべきだと思います。ここで、「指導室」という名称を取り払って、名称を変えていくことに対して承認される方は挙手をお願いいたします。(4名挙手)

委員 私が以前他市で聞いてきたのは、「学校支援課」という名称でした。そうすると、学校を支援する課なのだということで、私としては、委員のお話も鑑みると、そのような「学校支援室」という名称も良いのではないかと考えています。次回の定例教育委員会まで議論をするのはいかがでしょうか。

学校教育課長 名称変更は、教育委員会だけでなく全庁的なことになりますので、先ほど教育部長が申し上げたスケジュールで、本日決定するか一年後にするかどちらかにしたいと思います。

委員 では、私から「学校支援室」という名称を提案します。いかがでしょうか。

委員 名称は大事だと思いますので、今「学校支援室」という提案がありましたが、確認ですが、もう一度提案する理由をお聞かせいただけますか。

委員 学校も学びの場ですので変わりがないのですが、分かりやすさで言うと「学び」だと少し柔らかい感じがしすぎるので、かえって市民が迷う気もしますし、「指導室」から名称を変えたからといって指導しないわけではなく先生を指導する立場にもあるので、いろいろなことを鑑みて、少しなじみのあるところで「学校支援室」という名称が良いのではないかと考えています。

委員 ひょっとしたら「学び」の方が広い意味を含むとも思いますが、提案された理由は分かりました。

委員長 「学校支援室」というと、学校のみを支援するところという印象があり、「学び」というと、そこから発展することも含むと思います。人と人を介して学んでいくということもあって、「学び」というのは分かりやすいのではないかと考えています。

委員 それはよく分かるのですが、「学びの支援室」と聞いたときに、一般市民が感じる印象としては勉強のことに関する相談なのかというイメージがあると思います。また、「学び」というとあまりにも範囲が広すぎると思うのですが、「学校」と付いていれば学びも学校生活も含み、学校関係や教育関係のことであれば逆に何でもいいという発想にもなるのではないかと考えています。

委員長 「学びの支援室」か「学校支援室」の他にご意見はありますか。(なし)では、採決を採ります。事務局案の「学びの支援室」を指示される方は挙手をお願いいたします。(2名挙手)「学校支援室」を支持される方は挙手をお願いいたします。(3名挙手)それでは、「学校支援室」に決定いたします。続きまして、議案(3)「豊明市内中学校の朝の自主的活動許可について」ご説明をお願いいたします。

指導室長 (資料第3号に沿って説明を行う。)

委員長 今のご説明について、ご意見ご質問等はございますか。

委員 昨年度に冬の朝の練習は禁止の通知が出ていたと思うのですが、そのときの状況はいかがでしたでしょうか。

教育部長 禁止となったのは昨年の冬でしたが、通知を出したのは夏頃だったかと思います。そのときはあまり保護者も意識されていなかったようですが、冬に禁止になって初めて保護者から部活動再開についての陳情書が出されました。

委員 暗いうちに通わなければならないという交通安全上の問題と、睡眠時間が削られるという健康上の問題が中止することの理由にあったのではないかと思いますので、一年経って教育委員会で審議して、この有志一同のご提案でいいという取り決めをする前に、それらの心配は依然としてあるのではないかと思います。

教育部長 今委員がおっしゃったとおりで、中止にする理由が3つほどありました。その中の1つは、文部科学省が部活動に対する指針を示しており、そこで1年を3つの期間に定めることとし、練習をしっかりとする期間、試合を一生懸命やる期間、休息をする期間で、11月から2月は休息する期間になっており、それを参考にしております。2つ目として、冬場は日の出が遅くなり、暗いうちから学校へ行く生徒も出るだろうということで危険を避けるためとしていました。3つ目として、教職員も学校の在校時間が長いので、冬場に部活動を自粛して事前の授業の研究に使っていただき、同時に生徒たちにも冬場はしっかりとしたスケジュールの中で、勉強に勤しんでほしいということの3つを出ささせていただきました上で、冬場の部活動の中止の通知を出しました。その結果、保護者からいろいろな要望があり、何とか部活動を再開してほしいということもあったのですが、教育委員会としては今申し上げた3つの理由がありますので、再開は難しいとお伝えしました。それでも、どうしても練習したいということであれば、自主的な活動はいいだろうとして、ストレッチや基礎的な運動は自宅などで行っていただくというような通知を子どもたちに向けて出しました。それを受けて、みんなでグラウンドや公園に行ったりしてランニングをする子どもたちもいたということですが、公園でやるのは危険であるなどのご意見もあり、子どもたちも練習する場所がなくなってしまったということです。学校があるならば、練習する場所として使わせてほしいというのが今回の要望の趣旨です。

委員長 私もそのように伺っております。スポーツをやるからには、上手くなりたい、強くなりたいというのがあり、試合のときのような激しい練習をするというのではなく、自主的な活動をする場として学校があるので、学校をトレーニングの場として使わせてもらえないかということです。それに伴って、学校の先生はその時間帯は勤務時間外になりますので、運動場で活動するときには保護者の方が必ず付いて子どもたちだけにしないということと、学校保険が適用されませんので、子どもの安全第一として必ずスポーツ保険に入るといったことをしたいと思います。

委員 私は、学校長の許可で使えるようにしてもいいと思います。

委員長 他にご意見はいかがですか。

委員 私はもともと朝の練習をなくしてしまったらやる気のある子がかわいそうだと思っていたので、練習ができるようになるのはいいと思います。

委員 私は、学校の先生の仕事の時間が長いのが気の毒なのでそのことと、何か事故が起こったときにも先生に負担がかからないように、ということを決していただければいいと思います。

委員 賛否はあると思いますが、今豊明市が以前ほど活躍できていないのは練習量にあると思います。豊明市にも全国レベルの部活動がありましたが、練習量が減ると部活動の活躍度が落ちてくるのは事実なので、高い志を持ってスポーツに取り組みたいという気持ちも分かるので、学校長に許可していただければ使わせてあげたいという気持ちはあります。

委員長 ありがとうございます。ここで、議案（３）「豊明市内中学校の朝の自主的活動許可について」承認される方は挙手をお願いします。（全員挙手）それでは、承認といたします。本日の議案は以上となります。続きまして、事務局から次回の教育委員会の日程についてお願いいたします。

学校教育課長 （２月１６日（火）午後２時３０分から教育委員会室で開催、その前に第３回総合教育会議を開催予定、３月臨時教育委員会は、３月４日（金）午前１１時から人事案件のため非公開開催、３月１５日（火）午後２時３０分から教育委員会室で開催する旨提出。）

委員長 他にございますか。（なし）

委員長 閉会宣言 午後７時０５分、２月臨時教育委員会の閉会を宣言。